

舞台等での火気等使用について

鳥取県立県民文化会館

当館の舞台上等で火気等を使用するときは、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例施行規則第3条の規定により、鳥取消防署へ「劇場等での火気使用願出書」を提出する必要があります。提出にあたり、次の要領により手続きを行ってください。

1 届出を要する火気の種類

①	スモークマシン（コンセプトマシン、ディフュージョンフォガー等）	（危険物）
②	裸火（煙草、線香、ローソク、マッチ、クラッカー等）	（危険物）
③	ロスコタイプスモークマシン	（非危険物）

※③は、県民文化会館防火管理者の承認のみで可。

スモークマシンは、使用する発煙剤によって危険物か非危険物かに分類されます。

非危険物の場合は、県民文化会館への届出のみで、消防署への届出書は要りません。

2 提出書類

①	「喫煙等承認申請書」 2部（鳥取消防署用、県民文化会館用） ※申請者の控えが必要な場合は、1部追加してください。
②	使用の状態を記入した舞台平面図（使用位置、消火設備位置を記入）
③	・スモークマシン等の使用物の概要説明書 ・発煙剤の成分表等
④	消火設備の種類、名称、数量を記入した消火設備説明書
⑤	催し物のスケジュール表（火気等の使用時間を記入：準備作業、リハール等で使用する時間を含む）

3 提出期限

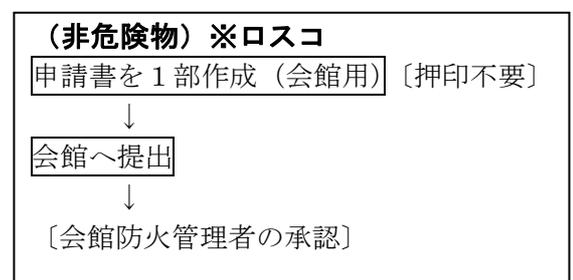
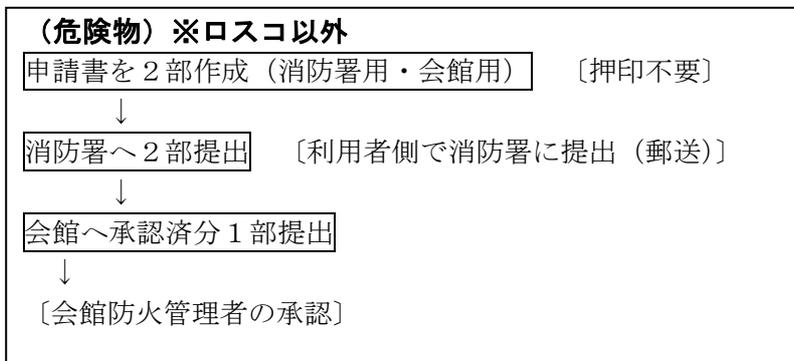
火気等を使用する日の **5日前まで**

4 利用日に準備するもの

消火器等の消火設備

※火気の近くに消火器等を設置し、火災発生時には消火できるようご用意ください。

5 申請手順



6 消防署

〒680-0864 鳥取市吉成640-1

鳥取県東部広域行政管理組合消防局 鳥取消防署 予防係

電話（0857）29-6894